

## 資料

ヴォルフガング・ナウケ

## 刑法における重点の変遷（一）

### 本田 榮

Wolfgang Naucke, Schwerpunktverlagerungen in

Strafrecht, in: Kritische Vierteljahrsschrift für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, 76. Jahrgang, Heft 2 / 1993, S.135ff.

- 六 真相究明の義務と実体刑法および手続法の具体的適用から手続法における事実と権利に関する取引へ
- 七 「刑法」という独自の法領域から政党政治の権力計算上の手段としての刑罰へ
- 八 結語

### 一 序文

- 一 刑罰の法哲学から刑罰の政策的プラグマティズムへ
- 二 国家の刑罰独占から国家刑罰権の私人化へ
- 三 不法に対する限定的な応報から紛争上の逸脱行為を理由にした無限的な予防へ（以上、本号）
- 四 精巧な合法性原理から制裁のための曖昧な便宜主義へ

\* 本稿は、一九九一年の秋にブハラ教授の招待を受けてクラカウ大学で行った講演とパリエロ教授の招待を受けてペヴィア大学で行われたシンポジウム「刑法の現代化？」での講演に補筆したものである。

一九九二年の晩夏、本稿を準備していた時に「喫煙はほとんど犯罪的?」という表題の新聞記事を手にした。<sup>〔1〕</sup>その記事で報道されていたのは、公共の場での喫煙を——公然と刑罰によつて——禁止するという大政党の構成員の計画であった。

何よりもまず目を疑つた。伝統豊かな法治国家の刑法にそんなことができるのか、またそんな権限があるのか。それに相応しい構成要件とは、いつたいどのようなものなのか。例えば、

違法に公共の場で故意または過失により煙草を喫つた者は、六月以下の自由刑若しくは罰金に処する

というものなのか。

このような定式化は、法律的に十分に明確ではないであろうし（基本法一〇三条二項）、法律効果の比例性は、維持されないであろう。刑事手続においてそのような禁止を貫徹するなら、警察と検察を公共の場のいたるところに行き渡らせるに違いない。公共の場での喫煙は、法治國家刑法の対象などではなく、せいぜい理性的な政治による（法による、ではない）少年保護

や健康保護の問題でしかない。

しかし、「喫煙はほとんど犯罪的?」という問題を長時間考えれば考えるほど、それは納得いくものになる。伝統的な刑法綱領から現実的な刑法綱領へと転換しさえすればいいのである。もともと公共の場での喫煙が、なおのこと私的な場での喫煙が刑罰で禁止されていないのは何故なのか。もちろん喫煙を禁止することは、多くの市民の無病息災にとって、そして全般的な保健制度（この制度の資金ぐりをも含む）にとって合目的的である。そのように刑罰で武装した禁止は、環境保護と清潔さにも役立つ。しかし、いたるところで講じられているように、刑法の法律上の明確性はいうまでもなく拡張され過ぎてはならない。<sup>〔2〕</sup>法律効果の比例性は、十分に細分化された制裁体系によって確定されており、警察と検察をいたるところに行き渡らせはない。だが合法性原理は、ただ時代適合的に妥当するだけであり、<sup>〔3〕</sup>実体的および手続的な刑罰規定は、起訴猶予、手続打切り、執行猶予という多様な可能性によって備えを固めている。簡潔にいうと刑法規定は、活力ある便宜主義原理で武装している。つまり处罚の可能性の説明を冷静沈着に定式化できるのである。その説明がどの程度実行されるかを決定するのは、いざれにせよ具体的な手続における便宜主義である。「公共の場での

## 刑法における重点の変遷（一）

喫煙」が刑法の適切な対象ではなく、理性的な行政の対象であるとの指摘は、力弱いものとみなされている。とはいえた予防効果が重要であろうとも、法領域間の境界線、または刑法と行政法との境界線は、刑法を現代的に理解するための形式的な論拠なのである。

公共の場での喫煙を特別の法律によって刑罰で禁止するという要求を考察するなら、刑法学者は、特別の法律がいいたい何故必要なのか、通常の解釈論上の手掛かりを手に取り、それを展開しないのは何故なのかという問題に行き着く。客観的帰属論、違法論、故意および過失論、文献と判例における刑法上の製造物責任<sup>(1)</sup>、これら全ての専門的な手掛かりによって、煙草の製造と販売が可罰的でないのかどうかという問題が解明される。しかし性急な共感を目的とした公の議論においては、このような道筋、つまり穏やかに動く法治国家刑法の航路の後に続く者はいない。この法治国家の航路は、あまりに法学的で専門的であり、控え目過ぎる。この航路が示す刑事政策上の構想はあまりにも少なく、官報の法文形式で予め示される予防効果はあまりにもわずかしか約束されない。しかしののような刑事政策上の構想と予め示される予防効果こそが、承認できる現代の刑法思想の特徴なのである。この特徴から次の問い合わせに答えるが

与えられる。つまり、煙草の喫煙に刑罰を科そうとしながら、同時に薬物の使用の不处罚を要求することは矛盾しないのかどうかという問題がそれである。刑事政策上の構想は、今日では非常に開かれているので、この矛盾を矛盾とは感じず、むしろ広範に拡張された構想の徵候として受け止めてしまっている。刑法思想は、専門的な法治国家性から刑事政策的な構想と待望される予防効果へと転換している。以下において本稿は、このように想定される重点の変遷を跡づける。まず、いくつかの総論のテーマを取り上げたうえで、各論の刑法学上の諸制度に移り、そして最後に総論のテーマに戻る。伝統的な手掛かりと重点の変更是、絶えず対置される。

(一) Frankfurter Rundschau vom 07.09.1992

(2) Schöne-Schröder-Eser, StGB, 24. Aufl.特に<sup>an</sup>1の釋  
外番印1〇の資料をもじ  
Krahl, Die Rechusprechung des  
Bundesverfassungsgerichts und des Bundesgerichtshofs zum  
Bestimmtheitsgrundsatz im Strafrecht (Art.103 Abs.2 GG),  
1986. ©資料を参考した。

(3) Eser, Funktionswandel strafrechtlicher Prozeßmaximen,  
ZStW 104 (1992), S.369ff., 373, 386ff.にゆかり論説を参考され  
た。①ハレ Ministerium für Justiz, Bundes- und Europa-  
angelegenheiten Baden-Württemberg (Hrsg.), Ist das Legali-

tätsprinzip noch zeitgemäß?; 1990を参照されたい。(i)の論集の内容はその表題に対し、「[K]」の答えを出したい。別に論証につけば、Naucke, Der Zustand des Legalitätsprinzips, in: Lüderssen, Nestler-Tremel, Weigend (Hrsg.), Modernes Strafrecht und ultima-ratio-Prinzip, 1990, S. 149ff.

(4) BGHSt 37 (1992), 106f. (いわゆる皮革スプレー事件判決) は、伝統的な法治国家の法学的専門性を無視することなく、そして不偏不党の刑事政策を要求する」ともなく、帰属の新しい問題を判断する重要な試みである。それ以前の文献としては、Kuhlen, Fragen einer strafrechtlichen Produkthaftung, 1989. の第二章および第三章を特に参照されたい。

### 一 刑罰の法哲学から刑罰の政策的プログラマティズムへ

十八世紀後半のヨーロッパの刑法は、手間暇かけた法哲学上にして自由であることを想起させうる。しかし非法的状態、つまり自然状態においては、この自由は、人間同士の攻撃的傾向によつて絶えず脅威にさらされている。人間は契約によって市民の社団を、つまり国家を設立する。国家の任務は、市民の自由を保障することである。自由侵害は犯罪であり、国家にはこ

のような犯罪に対して刑罰をもつて対処する権利と義務がある。この思想は、フランスではモンテスキューとルソーによつて、イタリアではベッカリーアによつて、ドイツではホーメルとフォイエルバハによつて複眼的に解説されている。(i)の思想を深化させるのは、カント、フィヒテとヘーゲルである。彼等は、認識論的にこの思想を講じ、そこから政治的相対性を奪い去る。(i)の哲学の核心は、個人の自由の絶えざる危殆化への洞察である。この危殆化は、被害者への犯罪行為者による力の行使と、犯罪行為者であると宣告された市民への国家による権力の行使から発生する。哲学的に正しい刑法とは、犯罪行為者による力の行使と国家による権力の行使から、つまり犯罪と刑罰から保護する諸規定の総和であり、法治国家刑法とは、権力から保護する諸規定の総和である。

真の刑法のための基礎であるこの哲学は、現下の刑法的思慮のために失われている。ドイツでは、その展開の始まりを一八三四年にビルンバウムが著した犯罪概念についての論稿に明瞭に見ることができる<sup>(ア)</sup>。哲学は無視されている。それに代わるのは、時代精神に密接な説得力ある説明に訴えることである。刑法は、市民が求める「利益」、それを危殆化することが社会的障害として理解されるところの「利益」を保護する。自由もま

た、そのような「利益」である。この利益の侵害は、「政治の基本原則に従つて」測定される<sup>(5)</sup>。有為転變する社会的障害に対する反作用は、ビルンバウムの精神においては「合理的な全ての刑法学説の基礎原理<sup>(6)</sup>」になる。第二次世界大戦後の思弁的で自信ありげなドイツの大教科書（例えば、バウマン、ヤコブス、イエシェック、ロクシンの教科書）は、犯罪と刑罰を自由の哲学から解き放つた<sup>(7)</sup>。それに代わって出現したのは、理論的に手間のかからない刑事政策的 pragmatism である。それは、「刑法は法益を保護する」（そして自由は法益たりうる）という「刑法は法益を保護する」（そして自由は法益たりうる）といふことで満足している<sup>(8)</sup>。しかし様々な努力がなされながらも、この法益とは何で「ある」のか、それを法的に創出しうるのは誰なのか、そして自由は必要な法益なのかどうかということは知られていない<sup>(9)</sup>。近代の刑法史は、この法益がまさに支配的な政治的権力が市民や臣民に容認した脆弱な利益であることを教えている。刑法による法益の保護は、いかなる期待も拒みはしない。民族と人種、社会主義と資本主義、現代の商品形態と貨幣取引形態、そして国家の外交政策上の配慮など、これらすべてが法益たりうる。

刑法は、警察的な秩序メカニズムの付近に移動する<sup>(10)</sup>。刑法は「法的平和」に奉仕するといふ言い回しは、あまり自信ありげ

には響かない。しかもその言い回しは、何からも派生されない空虚な形式でしかない。刑法に関する市民の見解についての経験的調査結果と、この調査結果から析出された推定値を刑法の支柱にしようとする試みは、（自由の哲学と比較すれば）理論的に無力である<sup>(11)</sup>。国家の処罰要求に対抗する一九世紀の刑法哲学が消え去るとともに、刑法はその独自の綱領を失っている。自然状態が再び接近している。個人の自由の重大な侵害（故殺、自由剥奪、強姦）を理論的に適切に指摘し、実践的に比例して処罰することに対して現下の刑法が無能なことは、意氣消沈するほど明白である。もちろん自由に対するこれらの重大な行為もまた、政策的で pragmatist な刑罰の渦に巻き込まれるが、刑法が人間の殺害に対して関心を持つのは、個人の生命が消滅するからではなく、まず第一に社会的に不安定になるからである。

現下の刑法は権力の発展に付き添いながらも、それを制御しない。「刑法は変転する社会において自ら変化す」<sup>(12)</sup>。このことは、刑法について現在知られている最も正確な事柄である。

(5) それを觸觸するものとして Seelmann, Vertragsmetaphern zur Legitimation des Strafes im 18. Jahrhundert, in: Stolleis (Hrsg.), Die Bedeutung der Wörter, Festschrift für Ste-

- Gagné, 1991, S.44ff.; Deimling (Hrsg.), Cesare Beccaria, Die Anfänge moderner Strafrechtspflege in Europa, 1989.
- #6.2' Naucke, Kant und die psychologische Zwangstheorie Feuerbachs, 1962, S.7ff. も参照ねた。
- (∞) 現代的な議論に交じての脈絡や歴史的文脈について Herzog, Prävention des Unrechts oder Manifestation des Rechts, 1987; Kahlo, E.A.Wolff, Zacyck (Hrsg.), Fichtes Lehre vom Rechtsverhältnis, 1992. これらも中国法學の歴史と並んで語られる。Kühl, Naturrechtliche Grenzen strafwürdigen Verhaltens, in: Festschrift für Spendl, 1992, S.75ff.; Köhler, Der Begriff der Strafe, 1986; Schild, Die Aktualität des Hegelschen Straftreffs, in: Heintel (Hrsg.), Philosophische Elemente der Tradition des politischen Denkens, 1979, S.199ff.; Seelmann, Hegels Straftheorie in seinen Grundlinien der Philosophie des Rechts, in: JuS 1979, S.687ff.; E.A. Wolff, Die Abgrenzung von Kriminalrecht zu anderen Unrechtsformen, in: Hassemer (Hrsg.), Strafrechtspolitik, 1987, S.137ff.
- (∞) Birnbaum, Über das Erfordernis einer Rechtsverletzung zum Begriffe des Verbrechens, in: Archiv des Criminalrechts, Neue Folge, 1834, S.149ff.
- (∞) Birnbaum, aaO. (前註), S.175/176.
- (∞) Ameling, Rechtsgüterschutz und Schutz der Gesellschaft, 1972, S.10. #6.2' と同様の畠田領域の安定化の原則が「対抗原理」について觸れておりそれを指摘している。

⑨° 発展の経過は、この定式化における昭和である。市民の畠田せ、刑法の基礎から法力ある刑事政策の対抗原理へと変化してこな。

- (10) 総説やおもくあたる#6.2' Feuerbach, Lehrbuch des gemeinen in Deutschland gültigen peinlichen Rechts, z.B. 3. Aufl., 1805, §§ 8ff. も参考されよ。Baumann / Weber, Strafrecht, AT, 9. Aufl., 1985, S.7ff.; Jakobs, Strafrecht, AT, 2. Aufl., 1991, S.1ff.; Jescheck, Lehrbuch des Strafrechts, AT, 4. Aufl., 1988, S.1ff., 17ff. (11) 説得せよ。畠田が刑事政策の脈絡についての見解をどうぞ。Roxin, Strafrecht, AT I, 1992, S.11ff., 26ff. (畠田が發展したのは、懲罰的ハイタマの枠内での法規制である「畠田が展開」である。(11) 説得せよ)。
- (11) Baumann / Weber, aaO. (前註), S.9ff.; Jakobs, aaO. (前註), S.37ff.; Jescheck, aaO. (前註), S.6ff.; Roxin, aaO. (前註), S.7ff. ふるむ特徴を伴つて説明せよ。畠田せ、Jakobs, S.44ff. も参考されよ。Roxin, S.10ff. は必ずしも明確である。しかしやねば、刑法の改善されたロハヤムを法規保護にねじて理解するためのものだとな。
- 畠田せられた指針通りせよ。Hassemer, Kennzeichen und Krisen des modernen Strafrechts, ZRP 1992, S.37ff. も参考されねた。

- (12) おもしろいゼミナーレの研究書か、読む取れいとするだけね。Herbert Jäger, Strafgesetzgebung und Rechtsgüterschutz bei Sittlichkeitsdelikten, 1957; Sina, Die Dogmengeschichte des strafrechtlichen Begriffs》Rechtsgut《, 1962; Marx, Zur

Definition des Begriffs》 Rechtsgut < 1972; Amelung, Rechts-

güterschutz und Schutz des Gesellschaft, 1972; Hässner,

Theorie und Soziologie des Verbrechens, Ansatz zu einer praxisorientierten Rechtsgutslehre, 1973.

(13) SK-SGGB (Rudolphi), Rn.1 vor § 1 批評的な分析は「こゝで」 Krauß, Sicherheitsstaat und Strafverteidigung, StV

1989, S.315ff., 特にS.317f. を参照ねど。

(14) Eser, aaO. (註注<sup>14</sup>), S.375, 381, 385, 386, 394, 396; Baumann u.a., Alternativ-Entwurf Wiedergutmachung (AE-WGM), 1992, S.V; Schöch, Empfehlen sich Änderungen und

Ergänzungen bei den strafrechtlichen Sanktionen ohne Freiheitsentzug?, Gutachten C zum 59. DJT, 1992, S.C 65f. 「平和の創出」あるいは「社会的な平和の維持」を刑法の諸目的として仰々しく表現するには類似の意味を持つが、それ以上明確な意味はない (Pfeiffer, Täter-Opfer-Ausgleich - das Trojanische Pferd im Strafrecht?, ZRP 1992, S.338, 345)<sup>15</sup>

(15) 「象徴的・練習上の心地よい事例」として Süssar, Wiedergutmachung oder strafen?, 1992. ものとPfeiffer, aaO. (前注<sup>14</sup>), S.339ff.; AE-WGM, aaO. (前注<sup>14</sup>), S.VI など Michael C. Baumann/Schrödter, Das Opfer nach der Straftat - seine Erwartungen und Perspektiven, 1991, 特に「八三頁以降」を参照ねど。

(16) Kindhäuser, Sicherheitsstrafrecht, Gefahren des Strafrechts in der Risikogesellschaft, Universitas 1992, S.227. の定式化。このへんをハムホイキーの論議せば、引用された命題の

結論から逃れる目的を持つ。

## II 国家の刑罰独占から国家刑罰権の私人化へ

自由の刑法哲学は、力の行使に対する完全なまでの懷疑である。力が犯罪行為者の側にあるのか刑罰国家の側にあるのかは、同時にこの哲学は、国家による独占的刑罰権の行使を厳格に法的に統制しようとする。この思想は、厳格に枠づけられた刑法を成立させる。それは、他者の自由の制圧に向けられた厳格な刑罰的反作用であり、この反作用そのものの厳格な法学的統制である。

かかる自由の刑法哲学の実践的效果が崩壊するに伴って、國家の刑罰独占もまた崩壊する。この刑罰独占は分散し、私人化されるとともに、何の矛盾もなく支配的な刑罰政策的プログラムティズムへと再編される。利益、財、法益が国家よりも私人によって効果的に保護されるならば、私人が保護して何が悪いのだ、ところのやあ。

私人——行為者と被害者——は、自由保障の刑法における重

要な登場人物である。被害者のところには、行為者による自由侵害が見られる。刑法は、行為者の自由を刑罰で侵害することを適法化する様式で、被害者の自由を侵害した行為者を処罰することによってその自由侵害を止揚する。

侵害を受けた私人がその自由に対する侵害を証言し、万一一の場合には起訴強制手続を通じて国家の権力独占を要求する。

二〇世紀以降のプラグマティックで政策的な刑法は、このようないくつかの模式から始めることはできない。自由侵害の純然たる証明はあまり評価されないし、起訴強制手続は衰退している。<sup>(1)</sup>

手続において事案と法適用を共同して具体化する者としての行為者、つまり彼によって行われた自由侵害を手続的に共同して具体化する者としての行為者が表面に現れる。つまり、起訴猶予、手続打切り（刑事訴訟法一五三条以下）、ディヴァージョン、損害回復、行為者と被害者との和解、事案、実体法、手続法に関する訴訟取引の場合に表面に出てくる。被害者は「再発見」<sup>(18)</sup>される。しかも、現下の秩序にとって障害となるような方法で毀損された流通可能な生活利益を所持する有権者として再発見されるのであって、自由侵害の被害者としてではない。この再発見は、押しつけられた配慮とニセの同情の雰囲気のなかで行われる。それゆえ被害者が再発見された後でも、彼には自

由侵害をより正確に特定し、それを訴える権利は与えられてはおらず、インフォーマルな手続において財産上の利益を得る実際上の権限が与えられているだけである。

手間暇かけて形成された「法」としての刑法は、行為者と被害者を分離し、彼等を空間面と感情面において区別した。そこには、国家の刑罰独占からの文化的進歩があった。今日では、行為者と被害者は取引の当事者として密接に引き合わされ、彼等の和解が望まれている。<sup>(19)</sup>

国家の刑罰独占は、本来的な刑法に先行する半国家的な私刑法<sup>(20)</sup>、つまり輪郭も様式もない構成物に解消する。この刑法は、行為者と被害者に対して服従することを要請するがゆえに依然として強力でありながら、関係人に対して権力が否認されることを要求する。それは奇妙な状態である。この状態は、私人によるこのような力の行使が「コミュニケーションによる法発見」<sup>(21)</sup>と呼ばれようとも、我慢できるものにはならない。

国家の刑罰独占から国家刑罰権の私人化へのこのような道程の副次的効果は、国家から私人への刑罰権の再編において最も明瞭に示されている。刑事手続、とりわけ捜査手続において、國家の刑罰独占からのみ説明可能な権利が、私人によって益々行使されている。警察と検察は撤退し、私的な利益そのものの

保護を私人に委ねている。地方自治体は私的な秘密護衛警察を募集し、それによって有権者から身を守る。私人は、この秘密

護衛警察に対しても直接的に奉仕する。國家の官職の扱い手達は、私的な救助警察と補助警察について思案する<sup>(17)</sup>ことを躊躇しない。ゆえにそれは、「犯罪との闘争への市民の参加」と名づけられている。隣人の保護と市民の保護は、知られている以上に普及されているかも知れない。しかむかのうな私的な犯罪訴追者のすべての組織は、討論クラブなどではない。それらの組織は、正当防衛権（刑法三一一条）、正当化的緊急避難による介入権（刑法三四四条）と緊急逮捕権（刑事訴訟法一二七条）を束ねて強大な力にしている。その力は、支配的な刑事政策的アラグマティズムと結びつく。（自由の刑法哲学と比較すれば）それは悲しむべき事態である。刑法の私人化は、最終的に被害者と行為者の私的心情のなかに刑事政策を移動するに至る。

私人化された刑法の刑事政策は、犯罪傾向のない市民に対しては犯罪の一層の忍耐を要求し、そして犯罪傾向を持つ市民に対しては自由意思に基づく（法定の制裁の適用以前の）服従を要求する。従つて刑法は、社会心理学的な一大事象である。つまり潜在的な被害者は被害の準備人であり、潜在的な犯罪行為者は自己懲戒者なのである。刑法と刑事訴訟法は、依然として私

的な思考と感情のための方向指示板でしかない。

(17)

Jans, Die Aushöhlung des Klageerzwingungsverfahrens, 1990.を参照された。

(18)

Neumann, Die Stellung des Opfers im Strafrecht, in: Hassner (Hrsg.), Strafrechtsphilosophie, 1987, S.225ff.; Eser, aaO. (同上), S.374f. 又もLuther, Wiedergutmachung - Dritte Spur im Strafrecht, NJ 1992, S.40ff. せ、折つにふれト検証コレシヨウド参照された。)の問題は、この最近の文献史に關する概観も参考。 Müller-Dietz, Die geistige Situation der deutschen Strafrechtswissenschaft nach 1945, GA 1992, S.123, Ann.153.

(19)

損害回復なしし刑罰なき行為者—被害者和解をめぐる現在の議論の極端な理論・実務上の欠点のひとつは、国家的な刑罰請求の私人化がどのような行為者の場合に正当なのか、という検定の問題を無視している点にある。現在の文献においてその問題に言及している箇所は、わずかしかない。AB:WGM（損害回復対案）, aaO.（前注14）, S.29f. は、一種の大膽不敵な結論において、全ての犯罪形態に対して、また重大犯罪に対しても私人化された刑事司法を許容しようとしている。私人の保護の必要性や強い公的利益にとって必要ならば、「最重大犯罪」(S.30)には制限が設けられる。それは、殺人、自由剥奪、強姦の陳腐化である。背後者が存在するために免責され、もう一度殺人を行わないと社会に忠誠を誓い、しかも（政治的に動機づけられた）行為の場合には滅多にはないのだが）少なくとも公

がら政治的動機を持ち、組織され、経済的に影響力を行使する行為者ではない。行為者（被害者和解における壁の射手など考えられず、おそらくあつてはならない。例えば兵器統制法（〇条（生物化学兵器の開発）に違反した行為者の場合もまた同様である。侵害性のない行為者には、（民事法上の綿密に組織された損害賠償を伴つた）有効な非犯罪化が適切であろう。権力的な行為者はその場合、刑事政策の完全な利益を受けることがわかる（Jäger, Makrokriminalität, 1989, S.1ff. 参照）。Schüler- Springorum, Kriminalpolitik für Menschen, 1991, S.235ff. を参照された。

## 刑法における重点の変遷（一）

で実際的な非犯罪化およびその國家論的・刑罰論的な効果の実験に関与する觀察者になる。私は、行為者を集中的に捜索し、それから損害回復を強制する、あるいは行為者＝被害者和解の品のないドラマにおいてある役割を演じる警察や社会的仲裁人の要求を調整することなどできない。財産的損害は、主要是保険でカバーされている。損害回復請求は、不相当なものである。しかし私への根本的な損害について、つまり私の財物の状態と私の日常の組織を（他人の自由に配慮しながら）自ら決定する私の意思への侵入による私の自由の制圧については、現金によるまたは穏やかな感情による行為者＝被害者和解などな。現代の刑法が自由への侵害をもはや処罰できないか、または処罰しようとするしないのであれば、その時は刑法の改革ために、むしろ何をすべきではないであら。

(21) 私は、「行為者＝被害者和解の評価を下すための」の表現を利用したい。<sup>75)</sup> in: NK 2/1990, S.14 = Senator für Justiz und Verfassung der Freien Hansestadt Bremen (Hrsg.), Täter-Opfer-Ausgleich und Opferhilfe im Land Bremen, 1990, S.99. ハルター (in: Grundfragen des Jugendkriminalrechts und seiner Neuregelung, 1992, S.23 Ann.43) も、この表現を適切である、しかも積極的に適切であると見做したい。よの厳密にいうなら、それでは現下の刑法発展に関する評価の相違をあまり明確にはできない。国家刑法の私人化の理論的諸問題に闇する概念は「*コントロール*」Jung, Art. »Private Verbrechenskontrolle«, Kleines Kriminologisches Wörterbuch, 3.Aufl., 1993, S.404ff.

## 四 不法に対する限定的な応報から紛争上の逸脱行為を理由にした無限定的な予防へ

この重点の変遷は、おそらく最も重大なものである。しかしそれはすでに記した重点変遷の一部分に過ぎない。

(a) 啓蒙期と啓蒙期直後の刑法は、狭義の犯罪概念しか知らない。当罰的不法は、自由侵害である。そこから凝縮された犯罪法が生成する。その法は、人の自由および共同体への重大な不法に対する応報に限定される。具体的には、犯罪法は、人身と自由と財産への暴力犯罪と個人的自由の基礎つまり国家と社会

(22) Pfeiffer, aaO. (前注14), S.338, 340, 343.

(23) 連邦共和国における大政党の公的要請にてこゝで、「Die Welt vom 30.09.1992」を参照されたい。様々な政党にある類似の要求は、一九九一年夏の以下の新聞において収集された。Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 14.08.1991; Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 16.07.1992. 一九八二年六月一八日の「バーネン・カーネルテムブルク」における自由憲法に基く警察職務に関する法律 (Gesetzblatt für Baden-Württemberg 1963, 75) が、これに關係する。

の暴力的不安定化とに対する応報をその管轄と見做す。公共体で認められるであろうその他の全ての制裁の必要性は、このコンセプトによれば警察法に属する。この警察法は危険を防止することが許されるが、それ以上のものではない。刑事政策家である

あるフォイエルバハは、この関係において哲学者であるカントと同じことを考えている。<sup>(24)</sup> その範囲内での不法に対するこの限定的な応報は、厳格であり、最初から過酷である。法治国家刑法は、この過酷さの憲法として発展する。法治国家刑法は、刑罰法における自由の憲法である。繰り返すと、行為者に対する被害者の自由の憲法であり、そして国家に対する行為者の自由の憲法である。このような法治国家刑法は、行為者に対する過酷さを引き下げる傾向を持つ。

(b) このような法治国家刑法は、一九世紀に拡張する。その刑法は特別刑法にその管轄を拡大させる。ほんの一例を挙げると、軍刑法、營業刑法、初期の交通刑法がそれである。それは、一貫して些細なものを内容としている。違警罪がそうである。<sup>(25)</sup>しかし刑法は、このように拡張しながらも、不法に対する統一的な応報、つまり自由のための法治国家刑法であり続けようとする。

一九世紀末のドイツ刑法の構成は、明確性によってこれを徹底する努力を示している。刑法、刑事訴訟法と刑事裁判所構成法は、不法に対する政治的に独立した応報の法学的で精巧な包括的体系を形作る。

しかしすでに特別刑法のなかに亀裂がある。一九世紀後半の政治的反対派——この場合は社会民主主義——に対する刑法は、過酷な警察的抑圧であり、法治国家的な配慮のない刑法を定式化している。<sup>(26)</sup> 一九世紀からの植民地刑法は、法治国家刑法とはもはや何の関係もない。<sup>(27)</sup> しかもそれは、全ヨーロッパ的現象になっている。法治国家の簡易刑法から改めて可能な限り早急に脱却しようとしている。<sup>(28)</sup>

(c) もうひとつ刑法への移行は、フォン・リストの一八八一年の論稿「刑法における目的思想」によって明らかにされる。<sup>(29)</sup> このもうひとつの刑法は、明らかに新しい枠組を持っていく。<sup>(30)</sup> 全ての刑法の起源および目的である自由の代わりに、将来の状況の安定化に対する社会的利益が出現する。当罰的行為としての不法の代わりに、社会侵害的態度、利益侵害、誤って解決された紛争、危険の多い態度または阻まれた生存配慮が出現する。<sup>(31)</sup> 応報としての刑罰の代わりに、予防としての細分化された反作

## 刑法における重点の変遷（一）

(a) その刑法は、明確な限界なしに拡張する。刑法的反作用を発動するための社会的利益に基づく方向づけは、益々多くの刑法を作り出す。中核刑法は、とりわけ財産刑法、経済刑法、国家保護刑法、交通刑法および環境保護刑法によって拡張している。それは、可罰性をかなり前倒ししている。具体的な危険犯は、犯罪行為のプロトタイプになってしまっている。特に抽象的危険犯は、「前置犯」を要求する。刑事訴訟法がその後に続く。可罰性の前倒しは、「前置犯」を要求する。刑事訴訟における強制手段は、実体刑法に対する応じて倍増し、転倒されざるをえない。ドイツ刑事訴訟法につ

用が出現する。不法に対する応報から危険の予防へ、である。<sup>(33)</sup> 予防は、不法の現在性、例えば人間に対する暴力または欺罔の故意の行使の現在性から始める。予防は、不明確な将来の利益に、例えば暴力が行われることの利益に向かられる。この将来が現在になり、暴力が行われようとも、不法の現在性としてのこの暴力の現在性は、改めて刑法上の関心事にはならない。予防の刑法は、現在における不法の確実な特定から、現在と将来の間に、つまり厳格性と予見性の間にある不確実な遊泳へと移行する。

この重点の変更の結果は、重大である。

(b) 予防刑法の法律効果は細分化され、不明確で予測不可能なものになる。その重点は、当罰的不法に対する法学的に深く洞察された法律効果から、紛争上の危険な態度から導出される統制された法律効果へと移行する。<sup>(34)</sup> 処分は、新しい刑法と氣の合う反作用である。それは、いたるところで採用されている。しかも「刑罰」の用語が維持されているところでは、この「さらなる刑罰」が、処分によって着色されることとは明らかである。しばしば適用される罰金刑は、今日では一般予防的処分であり、逸脱に対する料金である。

(cc) 予防的反作用は古い刑法をずっと前に破壊した。刑法の限界は、曖昧にされている。秩序違反法と刑法は、互換可能である。あれこれの法分野が利用される際の諸原理は、認識される必要はない。<sup>(38)</sup> しかし予防的な犯罪闘争は、刑法と秩序違反法の限界をもともと踏み越える。犯罪行為の予防は、新しい警察の任務であるとして警察法に取り入れられる。「事前の犯罪闘争」は、ドイツの諸ラントの警察法においては、当たり前のように警察の任務として取り交わされる。<sup>(39)</sup> しかし「事前の犯罪闘争」は、予防の言い換えに過ぎない。刑法と警察法との間にはもはや何の区別もない。特に警察法と刑事訴訟法の強制手段は、ますます類似したものになり、そうこうするうちに合算される。

理論的には、それは驚くべきことではない。刑法と警察法は、現時点でのその自己理解に基づいて、同じ目的に、つまり危険の予防、国内の治安の強化に奉仕する。その場合、「刑法と警察法」の規則群は、採石場と同じように利用され、事件の進行の必要に応じて破片が取り出される。この過程において、警察法は明らかに突出した部分を持つている。警察法は比較的柔軟であり、そのことは「国際的な犯罪闘争」という発展しつつある新しい法領域において明白である。この領域は、(法治国家の諸原理に基づけば、「本来的には」刑法であるはずなのに)

刑法ではなく、警察法において生成している。<sup>(42)</sup> 民事法は、予防の補償または予防の強化としてずっと以前から確認されている。<sup>(43)</sup>

しかし予防的な行動、つまり予防的な犯罪闘争は、法的に制度化された領域からすら離れている。連邦共和国では、「予防委員会」が、犯罪闘争論という大地から芽を吹き出した雨後の筈のように生長している。この予防委員会は、私人による市民防衛の公法上の一変種である。この予防委員会は、警察でも刑事司法でもなく、しかも単なる私的社団でもない。それは警察と刑事司法の補完物であり、犯罪の根源をその周辺で非官僚主義的に捜し出し、その根源の根絶に協力する委員会である。予防委員会は、今まで制限を設けられなかつた市民的自由の領域において、法原則なしに活動する。ヘッセンでは、そのような予防委員会がラントと地方自治体レベルで設置されている。その委員会は、司法、警察、行政と私の分野での予防に関する全体の理解が包括されるように構成されている。<sup>(44)</sup> おそらくそれは、法治国家の刑事訴訟を持たない予防的な犯罪行政の理念像であろう。

(d)しかし明らかのように、この拡張した予防は度が過ぎている

る。それはひとつ的目的（逸脱がゼロになるまでの社会的統制）を追求するのであるが、その目的は、これまでいかなる制裁法をも消滅させなかつたし、予防的な犯罪予防の全領域を消滅させえないこともまた明らかである。

従つて我々は、最も驚くべき事象の証人になる。予防を拡大

し、子どもから老人までの全生活領域を包括するために、刑法各則が拡張され、刑事訴追制度が拡大される。しかも同時に、芽を出している拡張された道具は予防の放棄を可能にし、それを組織化する。予防の拡大と予防の放棄は、一体のものである。<sup>(16)</sup> 全ヨーロッパで普及している手段で、予防を拡大する一方で予防を放棄するための道具に包摶される手段だけを列挙する。事前の犯罪闘争における警察法上の裁量原理、秩序違反法における便宜主義原理（秩序違反法四七条一項）、少年刑法と成人刑法におけるディヴィアージョン、捜査手続から上告までの刑事手続における起訴猶予と手続打切り（刑事訴訟法一五三条以下）、刑事訴訟上もはや外しえない取引、刑罰の執行を猶予する可能 性を伴つた刑法各則と特別刑法の諸規定との交差（それは国家保護犯罪および環境保護犯罪に対して適用される）がそれである<sup>(17)</sup>。各則の状況は、可罰性と不可罰性の間にはもはや確固たる限界が存在しないことを示している。可能性と必要性に基づい

てなされる予防には、そのような限界をあれこれできない。このことが可罰性の要件に対して意味しているのは、責任あり－責任なしの対抗がもはや妥当しないということである。今では、「半責任」というものが存在するが、半責任を負う者はその効果をほとんど予測できない。<sup>(18)</sup>

(e) この章をしめくくるにあたつて、もうひとつの考察を付け加えよう。刑事政策において私人化されると同時に拡大され、そして再び制限される予防のこのよだんな程度は、一九八九年までの旧連邦共和国の刑事政策と一九八九年までの旧東独の刑事政策の一部の單なる継続にとどまらないものかどうかが論じられないなければならない。社会主義陣営の崩壊による大規模な諸変化の一部分としての再統一は、刑法をも捉えざるをえなかつたし、現に捉えた。発生しているのは、ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国の四〇年来の道具性ではほとんど制することのできない新しい問題である。政党および国家の不法は、この問題のひとつである。滑稽なことを我慢しさえすれば、その問題を私人化された刑事政策に対応させることができる。かつて監禁された者、傷を負わされた者、脅迫された者と行為者－被害者の和解をする独裁者ホーネッカーが想起される。その場合に分

かるいれば、我々が一九八九年以降生活してゐる政治的時代とは別の時代の行為者—被害者和解が拘束力を持つてゐること

である。しかし、旧東独の国家不法と世界中の他の地域で認識しうる国家不法を気品良くかつ法治国家的に明瞭に処理する」とが困難なことは、旧連邦共和国とそれが属していた時代

の法政策的雰囲気から発生した刑事政策的思考形式を放棄する準備ができるないことにまさに結びついてゐる。自らを小物と考える者は、現下の刑事政策的道具性によって十分に包围されうるが、それに対して人権を軽視する大小の政治家はそうではない。<sup>(48)</sup> 現下の刑事政策的道具性は、政治的影響を持つ個人犯罪と国家犯罪に対しては機能しない。「可罰的な政治」というテーマは、(小額の窃盜の場合の「行為者—被害者和解」)いう

うテーマに比べて、軽視されてゐるであら。しかしながら、効果的な非犯罪化の代わりに行為者—被害者和解や損害回復がもはや導入されないのかどうかという問題よりも、国家による人権侵害に判決を下すための世界刑事裁判所の設立が可能かどうかという問題の方が、現代の刑法学上の問題をより正確に特徴づけている。

(24) フォイエルバハの犯罪行為概念に関しては、Maier-Weigt,

Der materiale Rechts- und Verbrechensbegriff von der französischen Aufklärung bis zur Restauration, 1987, S.83f. よりも Naucke, Zu Feuerbachs Straftatbegriff, in: Wissenschaftliche Zeitschrift der Friedrich-Schiller-Universität, Gesellschaftswissenschaftliche Reihe, 1984, S.47ff. カハルの犯罪行為概念に關つては、Kühl, Naturechtliche Grenzen strafwürdigen Verhaltens, in: Festschrift für Spendel, 1992, S.75ff.; E.A.Wolff, Die Abgrenzung von Kriminalunrecht zu anderen Unrechtsformen, in: Hassener (Hrsg.), Strafrechtspolitik, 1987, 片2S.162ff.

(25) わの論題を近時之議論は、Hellmuth Mayer, Das Strafrecht des deutschen Volkes, 1936, S.53ff.; Hellmuth Mayer, Strafrechtsreform für heute und morgen, 1962, S.37ff., 57ff. を最初にあげる。の現地の継続的影響を叙説するものとして Müller-Dietz, Aspekte und Konzepte der Strafrechtsbegrenzung, in: Festschrift für Rudolf Schmitt, 1992, S.95ff. 前項の問題に關する展開の証明として、Naucke, Gutachten D zum 51. Deutschen Juristentag, 1976, S.D.19ff. を参照された。

(26) 一八七八年一〇月一一日「社会民主主義の公共危険的な企図に対する法律」は、繰り返し改定され、個々の問題につきトロザ、Naucke, NS-Strafrecht: Perversion oder Anwendungsfall moderner Kriminalpolitik?, RJ 1992, S.286. を参照された。

(27) 個々の問題は、Naucke, Deutsches Kolonialstraf-

## 刑法における重点の変遷（一）

- (28) シュトローザ「1886-1918」 v.Trotha, Zur Entstehung von Recht, Deutsche Kolonialherrschaft und Recht im »Schutzgebiet Togo« 1884-1914, in: RJ 1988, S. 317ff. 参照 v.Trotha, Die Herausbildung und Entwicklung des Jugendstrafrechts und seiner Neuregelung, 1992, 第2版 S.185ff.; Hattenhauer, Europäische Rechtsgeschichte, 1992, S.640ff.
- (29) ハッテンハウэр「19世紀の行政法」 Goldschmidt, Das Verwaltungsstrafrecht, 1902; Mattes, Untersuchungen zur Lehre von der Ordnungswirksamkeit, 1. Halbband, 1977. 参照 Göhler, OWiG, 10.Aufl., 1992, Rn.1ff. vor §1.
- (30) 「19世紀にかけてすでに法治国家刑法が「ゆうひじつの刑法」や「せんじょう法」ではない刑法を「現下の政治的欲望」に拘束された刑法を同伴してこなかつたかといふところ」刑法史の最重要の問題のひとつは、「19世紀に端を発する」法治国家的な心報とあまり法政国家的ではない予防は、おそらく刑法に対する刑事政策的に向かはれた統一的な視点の変形に通じあつてゐる。Pfeiffer, aaO. (前注14), S.338. も参照ねだれ。
- (31) Herzog, Gesellschaftliche Unsicherheit und strafrechtliche Daseinsvorsorge, 1991. 参照私見第2回第1章。
- (32) Eberhard Schmidt, Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege, 3. Aufl., 1965, S.357ff.; Rüping, Grundriß der Strafrechtsgeschichte, 2. Aufl., 1991, S.88; Roxin, Franz v.Liszt und die kriminalpolitische Konzeption des Alternativentwurfs, ZStW 81 (1969), S.611ff.; Naucke, Die Kriminalpolitik des Marburger Programms, ZStW 94 (1982), S.525ff.; Frisch, Das Marburger Programm und die Maßregel der Sicherung und Vesserung, ZStW 94 (1982), S.565ff.; Rommel, aaO. (Ann.29), S.17ff., 65ff., 115ff.
- (33) 社会問題的態度、平和的攘除、利益侵害、国内的治安の危殆化、競争の調和的解決、危険の多様化、には生存配慮の攪乱もまた、すでに「道徳的不法」と呼ばれていたもののがふれた同義語になつてゐる。「不法」の表現が紛争における調和的態度に対し今なお（一貫せむに）用ひられてゐるが、これはかく奇異なことである。例えは Pfeiffer, aaO. (前注14), S.338. も参照ねだれ。
- (34) Herzog, Gesellschaftliche Unsicherheit und strafrechtliche Daseinsvorsorge, 1991. 参照私見第2回第1章。
- (35) Herzog, Prävention des Unrechts oder Manifestation des Rechts, 1987. 参照私見第2回。
- (36) Jakobs, Kriminalisierung im Vorfeld von Rechtsgutsverlusten, ZStW 87 (1985), S.751ff.; Kindhäuser, Gefährdung als Straftat, 1989; Graul, Abstrakte Gefährdungsdelikte Karl Binding(1841-1920), 1989, S.475ff.

料 und Präsumtionen im Strafrecht, 1991.

(34) Weßlau, Vorfeldermittlungen. Probleme der Legalisierung  
› vorbeugender Verbrechensbekämpfung < aus strafproze-  
sualer Sicht, 1989.

(35) König, Die Entwicklung der strafprozessualen Zwangsmaß-  
nahmen im Ermittlungsverfahren seit 1877, Tendenzen zur  
Verpolizeilichung des Ermittlungsverfahrens durch präventiv  
ausgerichtete Zwangsbefreiungen, 1993.

(36) „わの主縁せ“ Stolleis, Strafrecht und Sozialrecht, Zeitschrift  
für Sozialreform, 1979, S.261ff. による定活化われじる。  
損害回復の行為者—被害者和解は、民事法や行政法には結びつ  
けられず、国家的または私的な仲裁にはもって運用されるもの  
であり、)の主線の最新の刻印である。

(37) それは、罰金刑が「代替可能」なものがどうかという問題の  
論究から確実に把握できる。むわらん罰金刑は、応報的ではなく  
くただ「予防的」に作用しやえすればよこのであつて、第三者は  
が代わりにそれを支払おうとむ罰金刑は罰金刑である。

Noack, Ist die Mitwirkung Dritter bei der Bezahlung  
fremder Geldstrafen als Strafverteilung gem. § 258 Abs. 2  
StGB anzusehen?, Diss. Frankfurt am Main, 1978, 特に S.  
113ff. や参照せられた。同法の明確な判断に「こじせ」 BGH  
MDR 1991, S.268.

(38) 秩序違反法(条一項)は、ある態度が秩序違反行為であるか犯  
罪行為であるかは実定法の規定からのみ把握されうる、といふ  
法理論的に広範に影響をねよばす方針を一貫して内容としてい

る。されば、立法者が原則なしに行動するための刺激である。

(39) 恩ケレ, §1 Abs.4 HSGC; Art.11 Abs.2 BayPAG; §1  
Abs.1 PolGNNW; §2 Abs.1 SOG-LSA. かやべどおる。 )  
の概念は闇へ批判的こじせぬのとせじせ。 Racht,  
Vorbeugende Straftatenbekämpfung und Kriminaalkten,  
1989, 特に S.5ff., 31ff., 38ff.

(40) Denninger, in: Lisken/Denninger (Hrsg.), Handbuch des  
Polizeirechts, 1992, S.161 Rn.139. も、警察法の刑事手続法  
の憲法國家的解釈の適用がなぜ不可能であるがゆえに、予防  
と応報の区別を維持しなければならないことを、ほんんど懇願  
しながら主張している。しかし、)の「しなければならない」  
ことの根拠だけは、区別の核心が失われていることを示してい  
る。 リンガーは、予期される法益侵害と現に発生した法益  
侵害に応じて予防と応報を区別しようとする。しかし現下の刑  
法は、予期される法益侵害を特に危殆化犯の形態で取り込み  
たし現に発生した法益侵害を将来において予期される法益  
侵害の可能な微徴として把握しているのである。警察法と刑法  
つまり応報と予防は、法益侵害原理からはもはや分離しない。

(41) König, aaO. (Ann.35).  
(42) 恩ケレ, §1 Abs.4 HSGC; Internationale Verbrechens-  
bekämpfung, 1991 とある Bundeskriminalamt, Wiesbaden  
(Hrsg.), Verbrechensbekämpfung in europäischer Dimension,  
BKA-Vortragsreihe, Bd.37, 1992. 諸縦じよめの国際的な犯罪  
闘争のなかで全ヨーロッパ刑法の将来がある。異なる見解をし  
るのと Bottke, Täterschaft und Gestaltungsherrschaft,

## 刑法における重点の変遷（一）

- (43) 1992.がある。彼は、「作為と不作為における正犯の構造」を「全ヨーロッパの刑法体系の構成要素」と見做している。それに対して、刑法理論的にやむに明かにされねばならない。Title III》Polizei und Sicherheit《 des Übereinkommens zur Durchführung des Übereinkommens von Schengen vom 19.06.1990 (Bundesanzeiger 1990, Nr.217 a, S.10ff.) を参照されたい。特に同協定四〇条七項、四一条四項では、中核刑法の明確な概念が入念に作り上げられてる。
- (44) 刑法上の諸問題が民事法においてどの程度解決されるかという問題に関する最近の議論の端緒は、Hellmuth Mayer, Strafrechtsreform für heute und morgen, 1962, S.64f. および Hellmer, Zur Bedeutung der neuen Schmerzensgeldrechtsprechung für Strafrecht, Festschrift für Hellmuth Mayer, 1966, S.665ff. の提綱である。この議論では、Arzt u.a., Entwurf eines Gesetzes gegen Landendiebstahl, 1974, および S.9f. とともにわざわざアラグマティックに先鋭化される。原則的なものについては結局のところ、Lüderssen, Die Krise des öffentlichen Strafanspruchs, 1989, S.37ff.
- (45) くっせんの予防委員会に所属しているのは、司法、内務、少年、労働および建設の諸省の構成員と民間人である。委員会の目的は、効果的な刑事政策による犯罪行為からの予防的な保護である。同委員会は、行為の開始以前に潜在的な犯罪者にすでに行為を断念させるために、犯罪の前置において措置をとることを認め、くっせん司法大臣の発表に関する一九九二年六月十七日付『フランクフルター・アルゲマイネ』の報道およびくっせん予防委員会の作業開始に関する一九九一年一〇月一八日付『フランクフルター・アルゲマイネ』の報道。ダルムシュタット市予防委員会に所属しているのは、民生局、住宅局、少年保護局、交通局の代表者と警察署長である。同委員会の目的は、犯罪原因を解明し根絶するによる犯罪行為との闘争である（一九九一年七月一〇日付『フランクフルター・アルゲマイネ』の同予防委員会の発足に関する報道）。それ以外の予防委員会は、ギーセンで発足されている（一九九一年一〇月一六日付『フランクフルター・アルゲマイネ』）。オットー・シングバハおよびラインガウ・タウヌス区は、予防委員会を組織している。同予防委員会は、政党政治の議論において要求された、犯罪予防の議論のための「田中会議」と同じ性質のものである（in: »Innere Sicherheit« Thesen der CDU Hessen, herausgegeben von der CDU Hessen, August 1992, S.20. ）。
- (46) ホルツタインの模範としてノルトホフ、Schubkraft für die Kriminalprävention, ZRP 1991, S.229f. オベーネルトによって編集された『ショーネヴィッヒ・ホルツタイン検事局一一五年記念論文集 刑事訴追と執行猶予』（一九九一年）の表題は、証言力がある。「刑事訴追と執行猶予」つまり或るものは他のものなしにはもはや論じられない。それは、現代の法学的な共生である。同論文集の表題に関する編集者の解説の八頁以下を参照されたい。

（46）例えば、刑法八二条、三三〇条らがそゝだある。個別的には、Naucke, Auf der Grenze zwischen Strafbarkeit und Straflosigkeit, Jura 1979, S.426ff. を参照された。具体的

な訴訟において処罰可能性から処罰不可能性へと移行する可能性を伴つて刑法が拡大する規模。<sup>1)</sup> Rüdiger Schäfer, Die Privilegierung des » freiwilligpositiven « Verhaltens des Delinquenten nach formell vollender Straftat, 1992. に「*トガマハレドシ。*」の規模を田の羽たゞじわれば、構成要件該当性、違法性、有責性に方向づけられた解釈論は、すでに以前から刑罰を軽視した解釈論に移行していたといえよう。その解釈論は、時代遅れである。何故なら、その素材（国民国家の刑法典という限界つけられた刑法）が時代遅れだからである。  
 (47) 無制限な予防理論を定式化しながら、同時にピントティング流れの帰属論を論じ続けることは、刑法総論の教科書で行われているよつてに矛盾している。古罰性の諸条件を議論する場合、予防と非公式の弁済には不明確性と便宜主義が利用される。客観的帰属と主觀的帰属の厳密な概念、すなわち広範囲に渡る予防提案と並んで入手される概念は、上告手続に役立つ。もちろんその手続は、益々重要じめなくなつてあるのだが (Naucke, Der Revisionsrichter in Strafsachen, in: Bernmann -Hrsg., Der Richter in Strafsachen, 1992, S.107ff.)。刑法における現下の重点の変遷が<sup>トガマハレドシ。</sup>は、捜査手続の強化と、正式の刑事手続と並んで非公式の弁済技術を創出する<sup>トガマハレドシ。</sup>である。新しい重点では、厳密な帰属概念は用いられず、包括的な帰属で済ませて<sup>トガマハレドシ。</sup>る。行為者—被害者和解において微妙な義務違反関係を審査する<sup>トガマハレドシ。</sup>は、合理的ではないであつ。これに対しで異なる見解をとるの<sup>トガマハレドシ。</sup>は、リーダーシャードある（包括的なむの<sup>トガマハレドシ。</sup> Kriminologie, Einführung in die Probleme, 1984, S.

153ff.)。彼は、予防と厳格な帰属基準の結合が歴史的状況の慎重な識別からしか結論づけられないことを認めている (aoO., S.154)。その慎重な識別が現実の刑事立法と刑事実務による技術的瑕疵であると指摘されているのは、ただ刑事訴訟法一五三條以下の領域においてだけである。

(48) Herbert Jäger, Makrokriminalität, 1989, S.11, 210ff. の分析<sup>トガマハレドシ。</sup>研究もまた同じように刑事学の研究状況に基づいて<sup>トガマハレドシ。</sup>  
 (49) 国際連合内部での論議の状況に関しては、トマスカート議長のトド件成された Report of the International Law Commission der UN (über die 44. Sitzung der Kommission), UN, New York, apitel II - IV ある Annex (Report of the Working Group on the questions of an International Criminal Jurisdiction) を参照された。<sup>トガマハレドシ。</sup> Graefrath, Die Verhandlungen der UN-Völkerrechtskommission zur Schaffung eines Internationalen Strafgerichts, ZStW 104 (1992), S.190ff. も参考<sup>トガマハレドシ。</sup>連邦共和国における議論の状況は題<sup>トガマハレドシ。</sup> Bericht des Bundesjustizministerium, in: ) recht (, Informationen des Bundesministeriums der Justiz, 1992, S.60.